

飯塚市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 7 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 城 丸 秀 高

- 1 措置を講じた部署 経済部産学振興課
- 2 監査報告に対する措置状況の内容 別紙のとおり

指定管理者監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

飯塚市新産業創出支援センター 【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 使用料等の徴収について</p> <p>飯塚市新産業創出支援センター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）において、指定管理者は利用者から使用料及び電気使用料（以下「使用料等」という。）を徴収し、市または電力供給事業者へ納入することとされている。</p> <p>育成支援室 A203 1 月分の使用料等 23,277 円について、銀行口座に入金の記録がなく、確認したところ、指定管理者の自社口座へ入金されており、固有口座への振替処理がなされていない。</p> <p>使用料等の徴収は、指定管理者が行う業務の中でも、最も重要な業務の 1 つであり、仕様書では、使用料等の徴収時期及び徴収方法について、市の承諾を得て、指定管理者において定めることとされている。</p> <p>しかしながら、指定管理者は徴収についてのマニュアル等を整備しておらず、使用料等の納付の確認も適切に行っていなかった。</p> <p>また、施設に設置された自動販売機に係る電気使用料については、毎月、設置業者に実費を請求しているが、4 月分 725 円については、銀行口座に入金記録がなく、領収が確認できなかった。</p> <p>指定管理者は、使用料等の徴収について、適正に業務を行うとともに、所管課は、納付状況等を適宜確認すること。</p>	<p><u>（令和 2 年 3 月 19 日回答）</u></p> <p>使用料及び電気使用料の徴収においてマニュアル等を整備するなど、納付確認においても適切に行うよう指導いたします。</p> <p>また、自動販売機に係る電気使用料についても、納付状況等を適宜確認するよう徹底いたします。</p>
<p>2 銀行口座の管理について</p> <p>飯塚市新産業創出支援センターの管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第 34 条で、指定管理者は本業務に固有の銀行口座を開設するように定められている。</p> <p>指定管理者は固有の口座を開設しているものの、使用料等収入及び一部支出についてのみ当該口座で管理し、指定管理料及び人件費等に係る支出等については、自社口座で管理していた。</p> <p>また、年度末には約 480 万円の残高があり、本業務固有の口座というには疑義がある。</p> <p>指定管理者に専用口座による管理を求めるのは、指定管理業務の執行において、自社の他の業務と区別することで、収支の状況を明確にす</p>	<p><u>（令和 2 年 3 月 19 日回答）</u></p> <p>資金管理につきまして、自社口座と本業務固有の口座とを明確に切り離し、収支の状況を混同しないよう指導、是正いたします。</p>

<p>るためである。所管課においては今後、指定管理者が協定書に沿って、本業務に係る資金管理を適切に行うよう指導すること。</p>	
<p>3 提出書類について</p> <p>(1) 事業計画書について</p> <p>指定管理者は、協定書第 20 号及び仕様書において、翌年度の事業計画を提出することとされているが、提出日が記載されておらず、市も受理した際の文書処理を適切に行っていないため、いつ提出されたものか不明である。</p> <p>計画には、コピー機の料金徴収について、業務として記載されているが、現在、利用者へのコピーサービスは行っておらず、所管課は計画書の内容を精査していない。</p> <p>また、再委託としている定期清掃についても、仕様書では年 3 回、計画では年 6 回、報告では年 3 回実施されており、このことについて、所管課の意見等はなく、公の施設が適切に管理されているのか疑義がある。</p> <p>なお、事業計画の提出期限については、協定書では 9 月、仕様書では 10 月とされており、整合性がとれない。</p> <p>所管課は、内容について精査し、適正な計画書となるよう、適宜、指定管理者に指導すること。</p> <p>(2) 事業報告書について</p> <p>事業計画書「(1) 基本方針」には、施設の管理として、利用者数の増大を図ることが掲げられているが、「(2) 業務名及び実施時期」にはそれに関連する業務の記載がなく、報告も行われていない。</p> <p>また、仕様書では、「7 業務従事者の研修」として各種研修を実施するように定められているが、報告がなく、所管課も実施の確認を行っていない。</p> <p>事業報告書については、決算書と合わせて、指定管理業務が適切に行われているかを証明する資料であることから、所管課においては、内容を精査し、実施確認を怠らないこと。また、必要な報告については、適切に行うよう、指定管理者に指導すること。</p> <p>(3) 利用者に提出を求める文書について</p> <p>飯塚市新産業創出支援センター条例施行規則（以下「規則」という。）第 5 条によれば、利用許可の期間の延長を受けようとする利用者は、許可の期間の満了する 3 月前までに利用期間延長申請書を市長に提出しなければならないと定めている。しかしながら、平成 31 年 1 月 31 日に期間が満了する許可の延長について、平成 30 年 12 月 28 日に当該申請書が提出されていた。</p>	<p>(令和 2 年 3 月 19 日回答)</p> <p>(1) 事業計画書について</p> <p>事業計画書の提出及び取扱いにつきましては、適切に行うよう是正いたします。</p> <p>また、コピー機の料金徴収業務及び再委託としている定期清掃など、仕様書と事業計画に齟齬が発生しないよう確認し、適切に実施するよう指導いたします。</p> <p>(2) 事業報告書について</p> <p>利用者数の増大を図ること及び業務従事者の研修につきましては、口頭で実施報告を受けておりました。今後は事業報告書の提出を行うよう指導いたします。</p> <p>(3) 利用者に提出を求める文書について</p> <p>入退去の届出につきましては、飯塚市新産業創出支援センター条例施行規則に定める期限までに利用者が届出を提出するよう指定管理者に指導し、規則の遵守を徹底いたします。</p>

また、規則第 18 条によれば、利用者は、利用の許可の満了前に入居施設の利用を中止しようとするときは、当該利用の中止する 3 月前までに利用中止届を指定管理者に提出しなければならないと定めているが、平成 30 年 8 月 16 日に利用を中止したものについて、平成 30 年 8 月 10 日に利用中止届が提出されていた。

入退去の届出については、規則で定めた期限までに利用者が届出を提出するよう、指定管理者は利用者に説明、指導すべきであり、所管課においても、規則の遵守について、指定管理者を指導すること。

4 委託契約に係る事務処理について

指定管理者から提出された管理業務の再委託承認願いに示された業務 8 件について契約書等を確認したところ、契約書（請書）のないもの、点検、作業報告書のないものがあった。

指定管理者に確認したところ、目視により、業務の完了を確認しているとのことであるが、契約書及び報告書は、委託内容、点検時注意事項、業務実施状況等を記した重要な書類であり、業務管理上一定期間の保管を必要とするものである。

所管課においては、指定管理者が委託業務における適正な事務処理を行うよう指導すること。

（令和 2 年 3 月 19 日回答）

慣例により、目視で業務完了としていた一部の再委託業務につきましては、一定期間の保管および確認ができるように、再委託事業者に業務報告書の提出をさせるなど指定管理者に指導いたします。